山形県告示第533号

山形県水資源保全条例（平成25年３月県条例第14号）第９条第１項の規定により、水資源保全地域を次のとおり指定する。

なお、関係図書は、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに関係市役所及び町役場において縦覧に供する。

平成27年５月29日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　(1) 名　称　鶴岡市水資源保全地域

(2) 区　域　鶴岡市（平成17年９月30日における鶴岡市の区域）４林班、11林班から13林班まで、14林班ろ小班及びは小班、15林班、20林班い小班、21林班い小班、28林班、42林班から44林班まで、47林班から51林班まで、55林班、56林班、62林班、64林班、66林班、67林班、69林班、74林班から76林班まで、82林班から91林班まで、106林班から110林班まで、116林班、119林班い小班、に小班及びほ小班、121林班ろ小班、122林班から124林班まで、126林班から128林班まで、132林班から135林班まで並びに139林班から150林班まで、鶴岡市（平成17年９月30日における東田川郡藤島町の区域）１林班、２林班、４林班及び９林班から11林班まで、同市（平成17年９月30日における東田川郡羽黒町の区域）１林班、２林班い小班、３林班、４林班、12林班い小班及びろ小班、25林班い小班及びろ小班、32林班から39林班まで並びに40林班い小班、同市（平成17年９月30日における東田川郡櫛引町の区域）１林班から17林班まで、20林班、22林班、28林班、30林班から33林班まで及び35林班、同市（平成17年９月30日における東田川郡朝日村の区域）１林班から５林班まで、10林班、21林班、22林班、34林班から39林班まで、45林班、47林班から52林班まで、77林班、79林班、82林班、83林班、89林班から91林班まで、93林班、98林班から115林班まで、118林班、119林班、126林班、129林班から134林班まで、139林班から159林班まで、160林班い小班及びろ小班、161林班から167林班まで、168林班い小班、169林班から172林班まで、173林班い小班、179林班、181林班から205林班まで、217林班、223林班から225林班まで並びに227林班から248林班まで並びに同市（平成17年９月30日における西田川郡温海町の区域）12林班、39林班、44林班から46林班まで、53林班、54林班、57林班、58林班、75林班から77林班まで、84林班から86林班まで、89林班、92林班、99林班から108林班まで、112林班から122林班まで、127林班、130林班から134林班まで、136林班、140林班から142林班まで、146林班から148林班まで、150林班から157林班まで、161林班、164林班から167林班まで、172林班、194林班、197林班、209林班及び210林班

２　(1) 名　称　西川町水資源保全地域

(2) 区　域　西村山郡西川町１林班から129林班まで及び131林班から198林班まで

３　(1) 名　称　舟形町堀内地区水資源保全地域

(2) 区　域　最上郡舟形町17林班から38林班まで並びに39林班い小班及びろ小班